

# 業務委託契約書株式会社

※※※※※※(以下「甲」という、仮称)株式会社と株式会社アセントネットワークス(以下「乙」という)とは、以下のとおり業務委託契約(以下「本契約」という)を締結する。

## 第1条(本件業務)

1. 甲は、乙が提供するウェブサイト運営者向けの OEM ミニブログエンジンである「Tim miniblog サーバー運営代行版」(以下「本サービス」という)に関して、以下の業務(以下総称して「本件業務」という)を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。(1)導入業務(以下「本件導入業務」という)(2)運用業務(以下「本件運用代行業務」という)
2. 本件業務の詳細については、別紙に記載するものとする。
3. 乙は、本件業務の履行に際して善良なる管理者の注意をもって誠実にこれを行うものとする。

## 第2条(導入業務完了日)

1. 乙は、本件導入業務を、別紙記載の期日(以下「導入業務完了日」という)までに完了するものとする。
2. 導入業務完了日が日曜日、祝祭日又は甲の休業日にあたる場合は、その翌日の営業日をもって導入業務完了日とする。

## 第3条(導入業務完了日の変更)

乙は、導入業務完了日までに本件導入業務を完了することができないと判断したときは、甲に対し直ちにその理由及び完了可能期日等を書面または電子メールにより通知し、導入業務完了日の変更を求めるものとする。

## 第4条(本件運用業務開始日)

本件運用業務開始日は、本件導入業務が完了し、別途合意した日とする。

## 第5条(対価)

1. 甲は、乙に対して、本件業務履行の対価(以下「本件対価」という)を、別紙のとおり支払うものとする。
2. 乙は、支払期日到来後の本件対価の未払金額に対して年 18.25%の割合による遅延損害金を請求することができるものとする。
3. 甲の要望により本サービスに新たな機能を追加する場合は、別途開発費用が発生するものとする。尚、開発費用の金額及び支払条件については甲と乙が別の協議の上で決定するものとする。

## 第6条(権利帰属)

本サービス及び本契約に関連して発生する工業所有権、著作権、その他一切の知的財産権(以下「本件知的財産権」という)は、乙に帰属するものとし、甲は、本契約において許諾された範囲内において本件知的財産権を使用することができるものとする。

## 第7条(秘密保持)

1. 甲及び乙は、本契約に関連して相手方より提供された非公知の情報(以下「秘密情報」という)を相手方の事前の書面による承諾なくして、第三者に開示せず、または本契約の目的以外に使用しないものとする。
2. 前項の秘密情報には、以下の各号の情報を含まないものとする。

(1)相手方から知得する以前に自己が所有していたもの

(2)相手方から知得した後に自己の責に帰すべき事由によらずに公知となったもの

(3)正当な権限を有する第三者から合法的な手段により機密保持の義務を伴わず知得したもの

(4)秘密情報によらず独自に開発・知得したもの

3. 乙は、第1項により甲からの承諾を得て再委託先に秘密情報を提示する場合は、再委託先に対して本条と同様の秘密保持義務を負わせるものとする。又、再委託先がこれに違反した場合は、乙が本契約に違反したものとして、その責任を負わなければならないものとする。

## 第 8 条(譲渡)

甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なくして、本契約上の権利・義務を譲渡することはできないものとする。

## 第 9 条(責任制限)

甲及び乙の損害賠償責任は、請求の原因を問わず、相手方に現実に発生した通常かつ直接の損害に限るものとし、間接的損害、派生的損害、特別的損害、偶発的損害及び懲罰的損害については、予見可能性の有無にかかわらず、何らの責任も負担しないものとする。また、損害賠償額は、本件対価を上限とするものとする。

## 第 10 条(契約期間)

本契約の有効期間は、締結日から、本件運用業務開始日の2年経過後までとする。但し、甲及び乙は、契約条件を協議のうえ、本契約を延長することができるものとする。

## 第 11 条(解除)

1. 甲及び乙は、相手方が本契約に違反した場合において、相当な期限を付した催告をしたにもかかわらず、何らの是正もされなかった場合、本契約を解除することができるものとする。但し、違反の事実が著しい場合、または違反が是正される見込みがない場合には、直ちに解除できるものとする。

2. 甲及び乙が以下の各号に該当するときは、直ちに期限の利益を喪失するとともに、相手方は直ちに本契約を解除することができるものとする。

(1) 仮差押、仮処分、差押若しくは競売の申請、破産、民事再生手続の開始若しくは会社更生を申し立てたとき、又は申し立てられたとき、又は清算に入ったとき

(2) 公租公課を滞納して保全差押えを受けたとき

(3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき

(4) 上記以外で支払能力に著しい不安が生じたと相手方が判断したとき

## 第 12 条(存続条項)

本契約が終了した場合といえども、第 6 条乃至第 9 条及び第 13 条の規定はなお有効に存続するものとする。

## 第 13 条(準拠法及び管轄)

本契約は日本国の法令に準拠するものとし、本契約に関する一切の紛争は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 第 14 条(信義則)

本契約に定めのない事項、又は本契約の条項の解釈等についての疑義を生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ信義に則して解決するものとする。本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各 1 通を保有する。

年 月 日

甲：東京都  
株式会社※※※※  
代表取締役社長 ※※※※※印

乙：東京都台東区浅草橋 1-25-12  
株式会社アセントネットワークス  
代表取締役社長 朴 世鎔 印

## 別紙

### 1. 本件業務の詳細

#### (1) 本件導入業務

① 乙は本契約の締結時点で本サービスの管理者画面上の実装されている基本設定メニューで、変更できる範囲内で甲が求めた要件にあわせて機能設定を行うものにする。尚、基本設定変更範囲を超える、若しくは別の開発が必要である追加機能はカスタマイズ事項として扱い、甲と乙の協議の上、別途の見積の上実装するものにする。

② 乙は本サービスの基本デザイン設定変更範囲内で甲との協議の上、甲が本サービスを導入するウェブサイトのアイデンティティが本サービス上に現れるように必要なデザインを担当する。

#### (2) 本件運用代行業務(本サービスを駆動するサーバーの運用を代行するサービス)

① 乙は甲に提供する本サービスの運用を代行する。

② 乙は本サービスを提供するために必要な場所や回線を甲に提供する。

③ 乙は本サービスの運用業務開始後、本サービスに障害が発生した場合は速やかに対応する。

④ 乙は本契約が締結される時点では予想できなかった本サービスのユーザーの増加や利用拡大によるサーバーおよび関連装置の増設が必要な場合、本件運用代行業務の代価を再調整して甲に請求できるものにする。ただ、その金額に関しては甲と乙が別途の協議で決めるものにする。もし、その協議が合議に至らなかった場合には乙は直ちに本契約を解除できるものとする

⑤ 乙は本サービスへのアクセスや利用が安定されるように注意を払い管理する。

⑥ 乙は本サービスの運用業務開始日までに定期点検のスケジュールを作成し、甲に書面または電子メールにより報告して承諾を得るものとする。

⑦ 本サービスの一時的な停止が必要な場合、緊急の場合を除き、5 営業日前までに乙はこの事実を甲に伝えるものとする。

⑧ 乙は次に掲げる事由がある場合は、本サービスの提供を中止することがあります。

- ① 乙の契約するデータセンター各社の設備等の都合で、やむを得ない場合。
  - ② 天災その他の非常事態が発生、若しくはその恐れがあるため、公共の利益のため緊急を要する通信を優先させる必要がある場合
  - ③ 上流(第 1 種、第 2 種)電気通信事業者等が、電気通信サービスを中止した場合。
- ⑨ 乙は、本サービスを中止する場合には、利用者に対して事前に、その旨ならびに理由および期間を通知します。ただし、緊急を要する場合はこの限りではありません。
- ⑩ 乙は、別紙1の(2)の⑧に基づき本サービスの提供を中止した場合に利用者が被った損害について賠償の責任を負いません。

## 2. 導入業務完了日

年 月 日まで

## 3. 本件対価

### (1) 本件導入業務

① 金額導入業務費用: 1,500,000 円(消費税別)

② 支払条件導入業務費用: 本契約締結日の翌月末日までに乙指定の銀行口座に現金振込によって支払う。

### (2) 本件運用業務

① 金額月額 150,000 円(消費税別)

② 支払条件当月末締め、翌月 10 営業日までに請求書を発行し、翌月末日までに乙指定の銀行口座に現金振込によって支払う。

③ 運用代行業務開始日が月の中である際には、本サービスの運用代行業務開始日から当月の末日までの日数を算定し、①項目で定めた月額 150,000 円(税別)の日割りを計算して請求額を決めるものにする。